

スモールジム 会員規約

第 1 条(ジムの名称)

本スクールは「スモールジム」(以下「本ジム」といいます)と称します。

第 2 条(本部所在地)

本ジム本部の所在地は石川県金沢市片町 2 丁目 10-42 RENNビル B1F とします。

第 3 条(ジムの FC 本部)

本ジムの本部は「株式会社スモールジム」(以下「当社」) といいます。

第 4 条(ジムの目的)

本ジムは、会員が本ジムの施設を利用することによって、会員の健康維持・増進・習慣作りに努め、会員相互の親睦を図り、明朗健全な会員制ジムをすることを目的とします。

第 5 条(入会契約の締結及び手続き)

本ジムは会員制とし、入会に際しては以下の手続きをとるものとします。

1. 本ジムに入会しようとする方は、本規約及び細則、利用規定の承諾契約を締結しなければなりません。
2. 当社は 1. に際して、本規約及び細則、利用規定の契約書面を交付するものとします。
3. 本ジムの会員種類、利用条件等は別紙の通りとします。但し、必要に応じて新規に会員を設定、または廃止することがあります。
4. 本ジムへの入会を希望する方は、所定の申込手続きを行い、当該ジムの承認を得た上で、所定の事務手数料及び月会費等を本ジムに納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

第 6 条(会員の入会資格及び利用資格)

本ジムの入会資格は以下の通りとします。尚、本ジムは、その自由な裁量により、入会申込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。また入会手続き後に入会資格外であることが判明した場合、本ジムはその会員資格を取り消すことが出来るものとします。

1. 満 16 歳以上で、本規約及び本ジムの諸規定を遵守する方。

2. 健康状態に異常がなく、医師等に運動を禁じられておらず、本ジムの諸施設の利用に耐えうると認められた方。尚、必要により医師の健康証明書の提出を求める場合があります。
3. 妊娠をしていない方。
4. 刺青及びタトゥーをしておらず、且つ暴力団関係者ではない方。
5. 本ジム又は他社のクラブ、スポーツ施設で除名又は利用禁止の処分を受けていない方。

第 7 条(会員名義変更)

会員は如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡することはできません。

第 8 条(事務手数料)

1. 会員は入会時に本ジムの定める事務手数料を所定の方法で本ジムに納入しなければなりません。
2. 事務手数料の有効期間は退会時までとし、如何なる場合もこれを返還致しません。

第 9 条(月会費)

1. 会員は本ジムの定める月会費を所定の方法で本ジムに納入しなければなりません。
2. 月会費は如何なる場合もこれを返還致しません。
3. 月会費は本ジムをご利用なされなくても必要です。

第 10 条(月会費の変更)

1. 本ジムは月会費が不相当なものになったと判断した場合、これを変更することができます。
2. この場合、本ジムは 1 ヶ月前までに会員に告知するものとします。
3. 前項による会員への告知は書面を持って行うものとします。

第 11 条(会員変更事項)

会員は、住所、連絡先その他入会申込書の記載に変更があった場合、速やかにその旨を本ジムに届け出るものとします。

第 12 条(退会)

会員が退会をする場合、最終施設利用月の 10 日までに本ジム所定の退会届を提出します。尚、未納金がある場合はこれを精算していただきます。

第 13 条(除名等)

会員に次の各項目に該当する行為があった場合、会員権利の停止もしくは除名することがあります。

1. 本規約、その他本ジムが定める諸規則の違反をしたとき。
2. 故意または重大な過失により施設、設備等を破損させたとき。
3. 諸費用の滞納があり、所定期日に支払いのないとき。
4. 本ジムの名誉、信用を傷つけたり、運営の秩序を乱し、他の会員の迷惑となる行為をとったとき。
5. 入会に際し、虚偽の申告、記載があったとき
6. その他会員として相応しくない言動があったとき

第 14 条(会員の資格損失)

会員は退会、除名、死亡によりその資格を失います。

第 15 条(諸規則の遵守)

会員は本ジム内の施設利用に際して、本規約、その他本ジムが定める諸規則を守らなければなりません。

第 16 条(ゲストの利用条件)

本ジムが認める施設体験以外については、原則として会員以外の方は利用できません。

第 17 条(会員の損害賠償)

1. 会員は本ジムを利用中、自己の責に帰すべき事由により本ジムまたは第三者に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償しなければなりません。
2. 会員が本ジムの利用に際し、他者に対し発生させた人的・物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。

第 18 条(法人の免責)

当社は、会員及びゲストが本ジムの諸施設利用に際して生じた、盗難、障害等の事故については、一切の損害賠償の責を負いません。但し、本ジムに故意または重大な過失があった場合は、この限りではありません。

第 19 条(施設の利用制限及び閉鎖)

本ジムは別紙に定める休館日のほか、下記の事項に該当する場合は施設の全部または一部について利用の制限もしくは閉鎖、休業することがあります。尚、これによる会員への補償義務は生じないものとします。

1. 気象、災害その他により本ジム諸施設の開場が不可能とみられる場合。
2. 施設の改造、または補修の場合
3. 経営上重大な理由が発生した場合
4. 各種研修、催事等を開催する場合
5. その他、やむを得ない事由が発生した場合

第 20 条(諸費用の改正)

本ジムは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢の変動に応じて改定することができます。

第 21 条(規約の改正)

本規約の改正は本ジムがこれを定め、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

第 22 条(規約に定めない事項)

本規約に定めない事項は、必要に応じて本ジムがこれを定めます。

第 23 条(附則)

本会則は 2024 年 4 月 1 日より施行します。

細則

第 1 条(事務手数料)

登録手数料は、入会申込時に支払いとなります。

第 2 条(月会費)

各会員コースの月会費は別紙の通りとなります。尚、申込時に 2 ヶ月分の会費はクレジットで支払うものとします。

第 3 条(会員コースの変更)

会員コースを変更する場合は、変更希望月の前月 10 日までに所定の方法にて申請ください。

第 4 条(改正)

本会則の改正、変更は本ジムの定めるところのものとし、その効力は所属店舗全ての会員に及ぶものとします。よって会員は本会則の改正につき従うものとなります。

附則

本細則は 2024 年 4 月 1 日より発行します。